



千葉西支部会報

平成 27 年 9 月 30 日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 阿部尚武
〒262-0032 千葉市花見川区
幕張町 6-73-4 江沢ビル
電話 043-275-4311
FAX 043-275-4128

「融和と団結・楽しく明るく、そして真剣に」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 259 名 (うち税理士法人 7) 準会員 1 名 計 260 名

支部親睦旅行



平成 27 年 7 月 12 日 (日) 千葉県税理士会 千葉西支部親睦旅行
三笠記念館



平成 27 年 7 月 13 日 (月) 千葉県税理士会 千葉西支部親睦旅行
マホロバ・マインズ三浦



着任のご挨拶

千葉西税務署長 原文彦

この度、千葉西税務署長を拝命いたしました原

阿部支部長をはじめ役員並びに会員の皆様には、「税の無料相談」や「租税教室」など円滑な

さて、皆様ご承知のとおり、本年 10 月から社会

e-Tax につきましては、税理士の皆様から強い

たな施策を踏まえた利用勧奨を実施してまいりま

また、改正相続税法につきましては、相続開始

千葉西支部と当局は、従来から良好な協調関係

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支

千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
冬木千成	局徴収・徴収・課長	署 長	原文彦	局調三・調査 35・統括調査官
稲木 均	江戸川南・副署長	副署長(総)	田仲正之	局総務・総務・課長補佐
納 洋一	東京上野・総合・指定特調官	特 官 (法)	渡部佐吉	麻布・法人・特別調査官
堀越一郎	葛飾・管運 1・統括徴収官	管運 1 統括	長谷川秀則	局総務・営繕監官・営繕技術官
市川秀文	向島・管運 1・統括徴収官	管運 3 統括	木本幹崇	市川・管運・連絡調整官
山吹由紀	神田・管運 1・連絡調整官	管運連調官	岩永優代	千葉西・管運 2・上席徴収官
木村昌二	新宿・特官徴収・特別徴収官	徴収 1 統括	須磨健司	小石川・徴収・統括徴収官
宮口加奈子	東京審判	徴収 2 統括	須藤美代子	葛飾・徴収 3・統括徴収官
升 康二	局総務・納支援調官・納支援調官	個人 1 統括	佐藤憲義	品川・管運 1・統括徴収官
渡辺 進	退職	個人 3 統括	永田正範	荒川・法人 5・統括調査官
金田哲也	浅草・法人 1・統括調査官	法人 1 統括	園田伸一	麻布・法人 5・統括調査官
吉村浩次郎	西新井・法人 1・統括調査官	法人 3 統括	江崎さおり	川崎南・法人 5・統括調査官
池谷俊彦	向島・法人 3・統括調査官	法人連調官	高橋祐二郎	江東東・法人 1・総括上席
伊藤利明	麻布・総務・補佐	課長補佐	遠藤康宏	江東西・総務・補佐
森見智也	江東西・法人・上席調査官	総務係長	板倉由利枝	四谷・評価専門・調査官



旅行特集



支部旅行雑感

鴫田 祐一

念願の支部旅行に、今回初めて参加することができました。

京成津田沼駅前観光バスに乗り込んで驚いたのは、車内の豪華さと、何故か生ビールサーバーがあることでした。それ以外にも日本酒「^{だっさい}獺祭」や缶チューハイなど多種多様なお酒が揃っており、「さすが支部旅行だ」と感じ入りました。

まず最初は、横須賀軍港めぐりでした。普段は見るできないアメリカ海軍イージス艦や潜水艦を見ることができました。また海上自衛隊最大の護衛艦「いずも」や最新鋭の掃海艇など、艦船好きにはたまらないツアーでした。お昼は定番の海軍カレーで、これも甘口ながら美味しいカレーでした。次に三笠公園。日露戦争でバルチック艦隊を撃滅した戦艦三笠が保存されています。艦内はとても広く、実際の砲台もあり、とても迫力がありました。

二日目は、油壺マリンパークでイルカショーを楽しんだ後、三崎館本店でマグロづくしの昼食を頂きました。三崎はマグロの町だけあり、トロ・赤身が美味しく特にマグロの酒盗はこのうえなく美味で、ついお土産に買ってしまいました。最後は、神奈川県最大の自然島である城ヶ島での島内散策でした。ひなびた感じの、のどかな風景でとてもんびりと時間を過ごすことが出来ました。

通常だと日帰りでも行ける三浦半島を1泊2日で回ったため、ゆっくりと観光することができ、とても楽しい旅行でした。最後に企画をして頂いた厚生部の方々に、心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。



支部親睦旅行 雑感

千代延 英紀

7月12日～13日、毎年恒例の支部親睦旅行が行われました。私は今回で5回目の参加です。

今年は三浦半島方面のバス旅行。まずは、横須賀に到着し、遊覧船で軍港めぐり。間近で見るアメリカ海軍や海上自衛隊の艦船は大きくて迫力満点。もちろんお昼は美味しい海軍カレー。食後の運動にドブ板通りでウインドーショッピング。スカジャンでも買おうかと思いましたが、どう考えても自分には似合わないのをやめておきました。記念艦三笠では、日露戦争時代の歴史映像や貴重な展示物を見学し、戦争について改めて考えるきっかけになりました。

宿に到着し、温泉でリラックスした後は、お待ちかねの大宴会。お酒を飲みつつ、普段はなかなかお話しする機会の少ない諸先輩方との会話を楽しみました。二次会はカラオケで盛り上がり、二次会後には昨年の旅行から流行のトランプで大富豪ゲーム。深夜まで白熱し、まるで中学生の修学旅行のような健全な夜となりました。

二日目は、油壺マリンパークからスタート。イルカとアシカのショーを遠足で来ていた幼稚園生と共に観賞し、童心に帰りました。三崎へ移動し、マグロ御膳を堪能。お土産屋では、お店のおぼちゃんの怒涛のセールス攻撃に屈し、大量に買わされてしまいました。旅の最後は、城ヶ島灯台からの雄大な海の眺望を楽しみ、帰宅の途に就きました。あっという間の2日間でした。

最後になりますが、旅行の企画をしていただいた厚生部の皆様、本当にありがとうございました。来年の支部旅行も期待しています。





旅行特集



熱い暑い支部旅行

隅田 容代

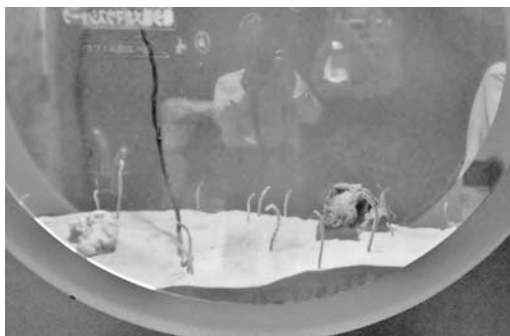
早いもので、支部旅行にも 3 回目の参加となりました。今回も、先輩方と一緒にきて、本当に楽しかったです。

1 日目は、軍港巡りとどぶ板通り・ヴェルニー公園の散策、軍艦三笠の見学でした。天気が良くお日様が照りつける暑い中でしたが、船に乗ると風が気持ちよかったです。間近で潜水艦を見ることができ、制服姿の船員さんに手を振って貰ったりして、テンションが上がりました。どぶ板通り・ヴェルニー公園の散策では、暑さにやられて、散策はほどほどに、港が見渡せるカフェで小休憩しました。エネルギーチャージの後は軍艦「三笠」の見学です。船内の備品など、航行していた当時からのもので残っており、生活の様子を垣間見ることができました。熱い暑い大宴会で今日は終了。

2 日目は、油壺マリンパークのアシカ・イルカショーが時代劇風にアレンジされていて、アシカの真剣白刃取りが可愛らしかったです。個人的には、大好きなチンアナゴがいたので大盛り上がり致しました。その後は灯台を散策、海ほたるに寄って無事に帰って参りました。

最後に、厚生部員として初めての旅行でしたが、自分が楽しむことに集中して、全く仕事をしていなかったのもので、その点を反省しています。

「次また頑張る」ということで、来年も楽しみにしています。どうぞよろしくお願い致します。



支部親睦旅行 雑感

大田川 智子

今年の支部旅行は「お陰様で天候に恵まれて」と言いたいところですが、恵まれすぎて強い日差しの下、日に焼けながら横須賀の海と町を満喫しました。

軍港めぐりは、普段見られないような自衛隊や米軍の船を近くで見ることが出来て貴重な体験でした。昼食はいたって普通のレストランで海軍カレーだったのですが、団体旅行で立ち寄る昼食会場とは違う雰囲気を楽しめたと思います。味は・
・普通のカレーでした。ヴェルニー公園という海が見えるオシャレな公園も散策のルートに入っていたのですが、一番暑い時間帯、日蔭もなさそうだったので私は涼しいカフェで窓から眺めるだけにしておきました。

無事ホテルについて、ゆっくりとお風呂で汗を流した後、お待ちかねの宴会です。宴会の盛り上がりに合わせて室温も急上昇。エアコンが故障しており、汗をかきながらの宴会になってしまいました。暑い分、お酒も進んだ 1 日目でした。

2 日日も日差しは強かったのですが、城ヶ島の灯台から海岸に降りてみると風もあって、気持ちはさわやかになりました。2 日目の昼食は三崎でまぐろづくしです。お刺身、酒盗、どれもおいしかったです。買物なども済ませ、海ほたるに寄ってから無事津田沼に到着しました。

至らない点多々あったかと思いますが、厚生部一同、参加者の皆様のご協力に感謝しております。来年の支部旅行はまだ模索中ですが、涼しい所に行きたいです。皆様のご参加をお待ちしております。



租税教室の講師を担当して

磯辺中学校

澤里 忠良

中学生の租税教室自体が千葉西支部として初めてのであり、自分自身も初めてのことであったので、租税推進協議会による中学生のシナリオを参考にし、自分ながらアレンジしつつ教材として使用しました。

千葉東支部からシナリオを提供していただいたが、今回は使用しなかった。

まず、中学生を対象とすることが初めてなので、小学生とのハンディをいかにして克服するのか、正直、実際に実施するまで戸惑いを感じずにはいられなかった。

講師として声が掛かったのが、自分の準備期間とすれば短く感じたこともあり、いざ、実施する前日には、興奮していたのか、いつもの眠りに入るタイミングが遅いことと、なぜか早起きをしたことである。

打ち合わせをした日が雨模様であり、実施する当日も雨に当たり、目的地の学校にもバスの遅れがあり、通常であれば10分程度の道のりを約20分掛かった。

校舎の玄関に着くとそこには、教諭が立って迎えてくれ、既に森副支部長が校長室に座っていました。

教材のパネルの準備等は既に整えていたため、小学生の時とは違い、今回は事前準備時間の必要なかったものの、あまり余裕のないまま、教室に向かうこととなりました。

途中で行き交う生徒達と挨拶を交わし、「明る

い子供たち」との印象を持ちました。

担当の教室に入る前に緊張感を覚え、生徒たちが教室の中からドアの方に視線を投げかけ「おはようございます」との声に私も「おはようございます」との返答をする。

それから、おもむろに机に向かい、説明資料を教壇に並べ、生徒達と挨拶をして説明に入った。

第一声に緊張感が走り、「途中質問することもあるので元気よく答えてください」と最初に話した上で「国民の三大義務は何でしょうか」と一つずつ聞いていくと、小さい声ではあったが反応があり、納税の義務についての3つのテーマに沿ってパネルを示し読み上げてもらうと、小さい声であったので「もう少し元気よく読んでください」というと大きくなっていった。

落ち着いた雰囲気と笑顔を示してくれ、やさしさ、明るさを感じ取れるようになり、その後の説明がやり易くなっていった。

中には、相槌を打ってくれる生徒、視線をずっと向けてくれている生徒、真剣に学ぼうとする生徒がいた。

率先して、1億円のケースを運んだり、黒板のパネルをはがし片付けてくれた生徒と、文字どおり教育目標に掲げられたことを生徒たちが実践している姿を目の当たりに見、これからの社会を担う世代として確かなものを感じたりもした。

小学生とは、又、違った意味での租税教室となり、今後も機会があれば続けていきたいと思いました。



租税教室の講師を担当して

磯辺中学校

菊池 浩

7月5日に、千葉市立磯辺中学校3年生を対象として租税教室を実施しました。

支部として中学校で租税教室を実施するのは初めてであり、中学生向けのDVD・資料「わたしたちの生活と税」・小学生と共通のマグネットパネル及び1億円のレプリカを用いての授業です。(なお、DVD「ご案内します アナザーワールドへ」は国税庁のHPで見ることができます)

最初のテーマ「税金の必要性」は、DVDを視聴すれば容易に理解してもらえます。

次のテーマ「主な税金の種類としくみ」では、国税と地方税、直接税と間接税、累進課税について説明しました。特に、累進課税は、課税標準が高くなるにつれて税額が単に多くなるのではなく、高い税率が課せられるのが特徴である点を強調しました。

最後のテーマ「国の財政」では、歳入と歳出、公債に依存している現状をお話ししました。小学校と同様に1億円のレプリカを持ちたい人を募ったのですが反応がまったくなく、授業後に担任の先生から、小学校で租税教室を受けた人が多いと教えていただき、納得できました。

授業時間は45分でその内DVDで16分を使うため、お話しする時間は短いです。自分用のシナリオを作成し、予行演習で確認した通過予定時刻を細かくメモして、時間オーバーが生じないように気を付けました。

最後になりますが、広報部の皆様・学校の先生方・つたない説明を熱心に聞いてくれた生徒の皆様感謝いたします。

租税教室を参観して

朝日ヶ丘中学校

中谷 久仁子

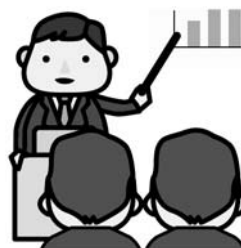
平成27年7月8日千葉市立朝日ヶ丘中学校で租税教室が開催されました。中学校での租税教室は千葉西支部では初めての試みでした。講師の澤里会員は小学校の租税教室では何度も教壇に立たれています。しかし中学校は初めてなので、生徒の習熟度に合わせて授業のレベルを調整されるのが大変だったと思います。

1校時から3校時まで3年生の3クラスを対象に、パネル・パワーポイント・DVDを使って税の仕組みや意義そして使い道と熱心に説明をされました。時折生徒に問いかけをすると、反応も良く答えが返ってきました。

3校時のクラスでは講師が教壇に立った瞬間、「なんか、見たことある!」と何名かの生徒が声を上げました。小学校で澤里会員の授業を受けた児童たちが中学生になり、再び租税教室の授業を受けることとなったのです。

授業の冒頭での「税金はあったほうがいい?」との質問に、1校時・2校時のクラスでは「ない方がいい」という答えが多かったのに対し、3校時のクラスではなんと「ある方がいい」との答えが多かったのです。小学校で受けた授業で税の大切さを学んだからでしょうか。

租税教室の効果を感じて嬉しくなりました。
澤里会員お疲れ様でした。



ネットが便利 e-Tax・消費税は期限内に!

総務部だより

齊藤 裕介

8月21日(金)、ホテル ザ・マンハッタンにおいて幹事会・研修会・例会・署との連絡会及び納涼会が催され、多くの会員・関係者にご出席いただき盛会のうちに終了することができました。幹事会におきまして旅費細則一部改正や特別会員承認など5つの議決事項につきまして承認されました。ご参加いただきました会員の皆様、猛暑の中ご協力ありがとうございました。

今後の行事予定は以下の通りとなります。

皆様のご参加、ご協力をお願い申し上げます。

また、今年中に事務局を移転する予定です。

○平成27年10月14日(水)

幹事会・研修会・例会

場所：モリシアホール

○平成27年11月5日(木)

研修会・例会

場所：モリシアホール

○平成27年12月16日(水)

研修会・例会・署との連絡会・忘年会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

○平成28年1月20日(水)

幹事会・研修会・例会・署との連絡会

場所：モリシアホール

税務支援対策部だより

河西 昌彦

会員の皆様方におかれましては、平素より税務支援対策部の活動にご協力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、10月中にアンケート(平成27年度の確定申告無料相談会に関するもの)を実施する予定です。確定申告無料相談会における会員の割り振りの参考にいたしますので、アンケート用紙の回収(期日厳守)にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

厚生部だより

大田川 智子

○10月1日(木) 第3回支部ゴルフコンペ

場所 グリッサンドゴルフクラブ

○10月7日(水) 支部対抗ソフトボール大会

場所 稲毛海浜公園野球場

(9月29日 千葉東支部との練習試合 千葉公園にて)

○11月11日(水) 支部対抗テニス大会

場所 エストーレホテルアンドテニスクラブ

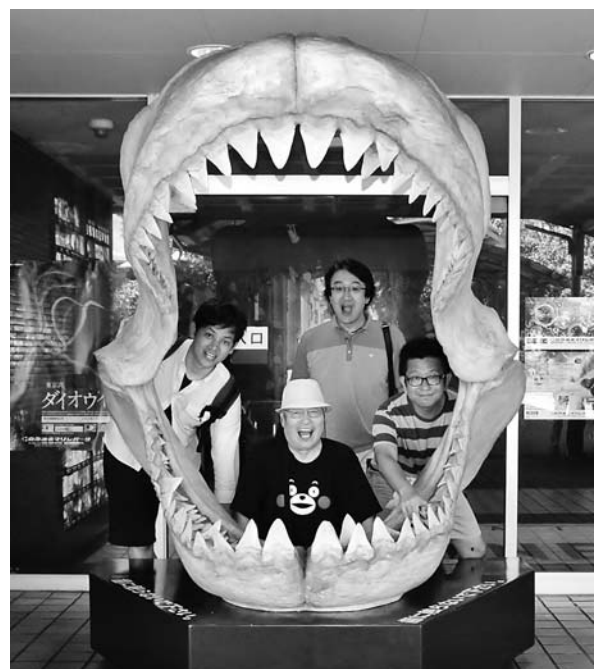
(10月に練習会を予定しています。)

○12月4日(金) 囲碁・将棋大会

場所 千葉県税理士会館



厚生部の面談



4人の会員で6つの口

平成 27 年 8 月 24 日
千葉県税理士会千葉西支部
制度部長 矢代 雅義

平成 29 年度税制改正要望意見書(要約)

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、『現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする。』を基本として取りまとめを行った。

1. 国税共通

(1) 法定償却方法・耐用年数の統一化 継続

減価償却限度額算定における取得日による法定償却方法等の選定を廃止し、統一した償却方法によるべきである。

(2) 大規模修繕費の繰延資産計上 継続

大規模修繕については、繰延資産として取り扱うことが望ましい。

2. 所得税関係

(1) 親族に対する対価の必要経費の算入(所法 56, 57) 継続

事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を廃止し、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・給与等について、その相当額の必要経費算入を認めるべきである。

(2) 退職所得控除の職籍による制限の廃止 (所法 30②) 一部訂正

退職所得課税において、5 年未満の退職者については特定役員等にかかわらず、一律に 1/2 課税を廃止すべきである。

(3) 老年者控除の創設及び公的年金控除の見直し(措法 41 の 15 の 3) 継続

老年者控除を創設し、併せて公的年金控除の 65 歳以上の加算部分を廃止する。

(4) 寡婦(寡夫)控除の見直し(所法 2(30)(31)所法 81、租法 41 の 17) 継続

寡婦控除及び寡夫控除の適用対象者について「配偶者を有しない者のうち、所得 500 万円未満であり、かつ所得 38 万円未満の子を有する者」と改め、控除額を 35 万円に引き上げると共に、特定寡婦については廃止すること。

(5) 医療費控除における「出産育児一時金」「家族出産育児一時金」の取扱いについて(所法

73, 所基通 73-8) 一部訂正

出産育児一時金と家族出産育児一時金については、政策的見地から特別な取扱いを認め、「医療費を補てんする保険金等」に当たらないものとすべきである。

(6) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品について、課税形態の記載の義務化 継続

証券取扱い業者が取扱う金融商品について、その課税形態(一般株式、証券投資信託、証券投資信託(海外)(国内)公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目)を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付ける。

(7) 医療費の領収書について医療費控除対象額の記載の義務化 継続

医療費等の領収書に、介護施設等の発行する領収書と同様に「医療費控除の対象となる金額」を記載することを義務付ける。

(8) 通勤交通費の非課税枠の拡充(所令 20 の 2) 継続

自家用自動車での通勤に係る通勤手当等の非課税枠の拡充(特に、2km 未満の者)

(9) 譲渡所得税における予定申告制度 継続

不動産等の譲渡等について、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得について予定申告・納税ができる制度を新設すべきである。

(10) 復興特別所得税の早期の廃止 継続

復興特別所得税を早期に廃止するとともに、他の効率的な徴収方法を検討すべきである。

3. 源泉所得税関係

(1) 源泉所得税の納期の特例選択届出書の提出時期(所法 217) 継続

新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から 3 月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を設定の日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用する。

(2) 源泉所得税の納付期限の見直し(所法 183) 継続

現在翌月 10 日とされている源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ 1 月末及び 7 月末と改める。

(3) 源泉徴収の対象となる支払の限定 継続

源泉徴収の対象となる所得について金銭による支払いに限定すべきである。

(4) 簡易な源泉徴収制度の創設 継続

乙欄及び丙欄適用者について、「支払額に率を乗じて控除額を控除するのみ」の様に簡易に源泉徴収額を算出できる制度の創設を要望する。

(5) 源泉所得税の誤納還付請求を法文化すること(国通法56条) 継続

源泉所得税について、誤納付をした場合には誤納還付請求書を提出することによって還付を受けることができることを明文化することによって納税者の権利を明らかにすべきである。

(6) 源泉所得税の対象となる所得の所得者に課税に対する異議申し立ての制度を設ける 継続

現在の制度では、源泉徴収される所得者が、その課税について異議があったとしても、直接国に対して異議申し立てをすることが出来ず、納税者が自身の課税に対して救済の制度がないのは制度上の不備である。

4. 法人税関係

(1) 役員給与の原則損金算入(法法34①) 一部訂正

役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。

(2) 同族会社の行為計算の否認規定について(法法132) 継続

同族会社等の行為又は計算の否認の規定は廃止すること。

(3) 交際費の取り扱いについて(措法61の4③, 措令37の5①) 継続

交際費の損金不算入規定を廃止すること

(4) 相当の地代の見直し(法令137 法通13-1-2) 継続

相当の地代を次の通り改定する。

自用地評価額×基準年利率(長期)+固定資産税額 = 年間の相当の地代

5. 消費税関係

(1) 複数税率の導入に反対する 新規

納税額の算定にあたり企業側の事務負担の大きい複数税率の導入に反対する。

(2) 消費税の免税点制度を廃止し、申告不要制度と改める。(消法9条-12条の2) 継続

全事業者を消費税課税事業者とするとともに、小規模事業者に対して、申告不要制度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。

(3) 設備投資にかかる分割仕入税額控除 継続

設備投資に係る消費税仕入税額控除を耐用年数等に比例した分割控除とし、免税事業年度等に行

った設備投資についても、その対象分を分割控除すべきである。なお、設備資産の除却もしくは売却を行った場合には、残額をその事業年度において仕入税額控除できる制度とすべきである。

(4) 簡易課税制度選択期間中の原則課税による申告の容認(消法37) 継続

簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税による消費税申告を可能とする制度とすべきである。

(5) 一括比例配分方式の継続適用義務の廃止(消法30⑤) 継続

一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。

(6) 課税売上割合の算定基礎の見直し(消法令48) 一部訂正

課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び金融資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、算入に一定の制限をすべきである。

(7) 徴税コストの控除制度の創設 継続

消費税の納税において、その消費者への転嫁・集計に要するコストを納付すべき消費税額から税額控除できる制度を創設する。

(8) 限界控除制度の創設 一部訂正

消費税の増税時に中小零細事業者に対してその消費税負担が過度に上昇しないように、一定の割合で、限界控除制度を創設すべきである。

6. 相続税関係

(1) 贈与税の申告期限の変更 継続

贈与時から、翌年3月15日までの間において、贈与税の申告書を提出及び納税手続きを可能とする制度を創設する。

7. 地方税関係

(1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数拡大(地税法320) 新規

個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を12回に拡大する。

(2) 固定資産税の非課税の範囲についての法人種別要件の撤廃 継続

地方税法348条及び地方税法施行令49条の15に規定する、固定資産税の非課税の範囲についての、法人種別要件を撤廃し、使用目的によって非課税とするべきである。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、提案理由を削除し、要約したものである。



アシカの真剣白刃取り



城ヶ島灯台にて



ミサイル護衛艦「いそかぜ」

続・ちやうどの掲示板

5%の悩み

昭和の時代の高度成長の中で同族会社の株式の高騰がどれだけ経営者を悩ましてきたでしょう。

昭和 53 年 2 月 3 日第 84 回衆議院予算委員会において、当時の民社党の塚本三郎氏が「相続に対しては、・・・、中小企業の場合も経営を続行するためには、やはり特別に、・・・評価替えの算定だけは考慮をしていただきたい」との質問に対して、磯邊国税庁長官が「経営者外で、そういった同族法人で経営にそれほど関係のない一般の同族株主、その人につきましては、同族会社の一般株主とのバランスを考えまして、その評価を緩和する意味におきまして現在学識経験者にお集まりいただきまして、緩和の方向でいま検討している。」との答弁を受け、同年の評価通達改正で「中心的な同族株主がいる同族会社の役員以外の同族株主で 5%未満の株主」については、「配当還元方式による評価」を適用することとされました。そこで、こぞって株式の贈与を行ったのです。ところが、これが現在大きな問題となっています。

つまり、配当還元方式を適用できる甥、姪などの親族に社長の持株をそれぞれ 4.9%で贈与して所有株式を減らす相続税対策を行った結果、創業社長の死後株式の買い取り請求が見受けられるようになったのです。中心的な同族株主が買い取る場合には原則評価による価額の買取が求められるため、入口は配当還元、出口は原則評価となり、まさに「行きは良い良い帰りは怖い」という怖い話になりました。

(岩下忠吾)



**税務職員を装った
不審な電話にご注意ください！**

アンケート・年金受給調査
と称する不審な電話が増えています！

家族構成は…
住まいは…
年金受給額は…

STOP!!

税務署が電話でアンケートを行うことはありません！

※ 不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。
詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
国税庁ホームページ [http://www.nta.go.jp]

会員の異動

○新入会員



増永親治
 27年7月22日(新規入会)
 昭和24年9月13日生
 八千代市緑が丘5-5-9
 TEL 047-459-5303
 趣味 将棋(3段) 映画鑑賞



羽田哲也
 27年7月30日(船橋支部より)
 昭和57年2月15日生
 習志野市奏の杜1-3-11
 税理士法人フロイデ奏の杜ビュ
 ロー(社員)
 TEL 047-407-4030
 趣味 映画鑑賞



高安広純
 27年8月27日(新規入会)
 昭和30年1月8日生
 千葉市花見川区検見川町1-505
 伊藤泰弘税理士事務所
 TEL 043-272-5711
 趣味 テニス 囲碁



林睦博
 27年8月27日(新規入会)
 昭和29年6月20日生
 習志野市実初1-16-1-201
 TEL 047-455-3166
 趣味 スポーツ観戦 家族旅行

○退会会員

宮田武彦 27年9月2日(死亡退会)

○事務所電話番号変更

根本幹哉 TEL 050-5587-3272
 阿部哲也 TEL 043-250-5166

訃報

- 宮田武彦会員(享年70歳)
平成27年9月2日ご逝去
- 中谷裕治会員ご母堂
中谷トメ様(享年94歳)
平成27年7月1日ご逝去
- 門野久雄会員ご母堂
門野トミ子様(享年90歳)
平成27年7月11日ご逝去
慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

秋と言えば、実りの秋・味覚の秋、それに読書の秋を思考されます。

「読書百篇義自ずから見る」=「読書百篇意自ずから通ず」となると、幾らか頷けるのではないのでしょうか。

翻って、難解な税法となると、そうは問屋はおろさない…? 判らないことが多すぎて迷うこと屢在り、参考書を引っ繰り返したり、果ては、友人・知人・税務相談所に問い合わせ、悩みを解決することになります。

よって、会報に記載されている研修会に参加することは勿論のこと、また、税理士として税法を熟知することのほか、教養を身につけることも大切です。

秋の夜長、それに「灯火稍く親しむべし」のとおり、読書三到に心掛け、親しむことを推奨したい。

注 読書三到=「朱熹、訓学斎規」
 読書の法は心到・眼到・口到にあるということ、即ち、本を読むときは心・眼・口をその本に集中して、熟読すれば、内容がよくわかることをいう。

(若林賢吉)

ご結婚おめでとうございます

中村 誠 様
 伊藤由実 会員

末永くお幸せに

税理士先生とその関与先様のために 様々なご相談にお応えします！



顧問料の集金

- ・報酬自動支払制度
- ・税理士業務支援サービス
株式会社日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

- ・相続・収益物件
- ・物件調査・財産評価
株式会社日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団料率で保険料が割安)
- ・生命保険コンサルティング
株式会社共栄会保険代行

生保・損保

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング
株式会社日税サービス

税理士とその関与先のために



日税グループ

検索

税理士界ひとすじ 信頼と実績で 40年 日税グループ

株式会社日税ビジネスサービス ☎ 0120-155-551 株式会社共栄会保険代行 ☎ 0120-922-752
株式会社日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220 (本社代表) 株式会社日税サービス ☎ 0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F